

(案)

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和 7 年 12 月 16 日に開催した日高市地域公共交通協議会運賃協議部会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が整っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
 - < 1 > 運賃
 - (1) 大人 : 200 円 (1 回の乗車につき)
 - (2) 小人 (小学生以下) : 100 円 (1 回の乗車につき)
 - < 2 > 運賃割引
 - (1) 未就学児
無料
 - (2) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳提示者とその介
護人
大人・小人運賃の半額
 - (3) 中学・高校・大学・専修・各種学校の学生・生徒のうち学生証提示者
大人運賃の半額
2. 運賃を適用する路線または営業区域
 - ・ こま川団地第一折返場～武蔵高萩駅
3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
令和 8 年 6 月 1 日 (予定) ～
4. 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称
高麗川交通有限会社

令和 7 年 12 月 16 日
日高市地域公共交通協議会運賃協議部会
部会長 金子 昭